

平成20年7月臨時議会・住宅水道常任委員会

平成20年7月17日

委員長（井上哲也君） 次に、西村晴天君を指名いたします。西村委員。

（西村晴天君） 公明党の西村でございます。久々の住宅水道委員会の質問でございまして、よろしく申し上げます。

私のほうからは、財政再建プログラムに挙げられております指定管理者のモデル事業の実施、それから歳入確保に挙げられております府営住宅におきます自動販売機の設置、さらに私の地元でございます泉北ニュータウン内の府営住宅の建てかえ、以上三点についてお伺いをしたいと思います。

本日、知事質問も予定されておりました、なるべく簡潔に進めたいと思いません。よろしく申し上げます。

この財政再建プログラムによりますと、主要検討事業としてこの府営住宅の建てかえ、管理と見直しということで挙げられておりました、経営合理化ということで指定管理者制度、この公募型をモデル実施をすると、平成二十二年度中に行うということで挙げられております。

しかしながら、丸二年が経過しましたけども、大阪府住宅供給公社が、平成十八年度から従前の管理委託から管理代行制度ということで行ってまいりまして、ある意味ではそういったノウハウを住宅供給公社が持っているというふうな状況の中で、あえてこの公募型の指定管理者のモデル事業が実施されるわけでございます。

今回、新しい試みとは思いますが、先ほど申し上げたように、公社は長年培った管理のノウハウを生かして支障なく、現時点では支障なく住宅管理をしてると。

もう一点は、府営住宅といいますのは、民間の住宅と違いまして、特に府民の皆さんに対して、居住におけるセーフティーネット、このセーフティーネットと申しますのは、一つは比較的所得が低い方々に対して安い家賃で良質な住宅を提供するという部分でのセーフティーネット。それからもう一点は、高齢

化の中で、段差の解消やあるいはそういったものに対応して、高齢者の皆さんに安心をして暮らしていただけるという、こういう意味でのセーフティーネット、こういった役割があると思います。

そこで、改めてこの府営住宅の現状について確認をしておく必要があると思います。

それで、まずお聞きしたいんですが、府営住宅の団地数、それから管理戸数、あるいは高齢者や母子世帯などの入居者の状況についてお答え願います。

住宅管理課長（入矢文雄君） 府営住宅の入居状況でございますが、平成二十年三月三十一日現在でございますが、団地数は三百七十七団地、管理戸数は約十三万五千戸、入居戸数は約十二万五千戸、入居者数は二十八万二千人となっております。

次に、入居者の世帯状況でございますけれども、同じく平成二十年三月三十一日現在でございますが、家賃算定時に世帯の収入により区分しております八つの収入区分のうち、第一分位、認定月収でいいますと十二万三千元以下の世帯の割合でございますけれども、全世帯との割合で約八〇%でございます。また、六十五歳以上の入居者を含む世帯数でございますけれども、約六万世帯となっております。割合でいいますと、四八%でございます。母子家庭の世帯でございますけれども、約一万二千世帯、割合でいいますと約九%でございます。障害者の方がおられます世帯は、約一万七千世帯で、約一四%となっております。

（西村晴天君） 次に、府営住宅へのニーズについて確認をさせていただきたいと思います。

府営住宅の募集につきましては、御存じのとおり一般世帯向け以外にも福祉世帯向け、あるいは高齢者向け改善住宅という区分がございますが、全体としてどのような区分があるのか、また特に福祉世帯向け募集の応募倍率がどのように推移しているのか、これについてお願いいたします。

住宅管理課長（入矢文雄君） 府営住宅の募集につきましては、一般世帯向け以外で、福祉世帯向け、高齢者向け改善住宅、親子近居向け、新婚・子育て

世帯向け、期限つき入居住宅、シルバーハウジング住宅、車いす常用者世帯向け住宅の七種類の応募区分を設けております。そのうち、福祉世帯向けの募集戸数は、平成十九年度におきまして三千四百十八戸ございました。

福祉世帯向けの応募倍率でございますけれども、平成十五年度で約十一倍、平成十六年度で約十一倍、平成十七年度は約十六倍、平成十八年度は約十二倍、平成十九年度は九倍となっております。

(西村晴天君) それで、今後の入居者の高齢化の進展に伴いまして高齢世帯、先ほどありましたように、いずれも各年度とも十倍以上超えてるわけですが、中でも高齢者の単身世帯が増加をされるんじゃないかというふうに思います。

そういう意味では、先ほど申し上げましたようにセーフティーネットとしての役割がさらに求められると。私も、平成三年にこの府議会へ初めて来させていただきまして、この間、現在まで十八年ですかね、振り返ってみても、やはり時代のニーズにこたえるために、府営住宅というのはさまざまな手だてをしていただいているわけですね。例えば、募集の方法、あるときは親子近居とか、最近では新婚世帯とかね、こういうふうな募集の改善。あるいは、平成四年ですかね、府営住宅の階段の手すり、私も土木建築常任委員会、当時の土建委員会で質問させていただきましてけれども、そういった階段の手すりを設置をするとか、そういう施設改善がなされてきたと思います。

しかも、これは民間住宅に先駆けて、むしろこの府営住宅が先導的にやってきたと。そういうふうな事業がございますけれども、改めて現在まで実施されたそういった主な事業、どういうものがあるのか、お願いいたします。

住宅管理課長(入矢文雄君) まず、府営住宅の募集についてでございますが、平成十年度から募集枠を福祉六割、一般四割とし、府営住宅のセーフティーネットとしての役割を強化し、取り組んでまいりました。

また、既存府営住宅につきましては、バリアフリー化を推進するため、車いす常用者向け改善事業、団地内バリアフリー化事業、手すりの設置、室内の段差解消等を図る高齢者向け改善事業、中層エレベーター設置事業などを実施し

てまいりました。

（西村晴天君） 今の御説明では、募集枠については福祉枠を設けてセーフティネットの強化に努めていると、あるいは高齢者に対する施設改善についても努力してきたと、こういうふうな御説明であったと思います。

しかしながら、一方で入居者の方々の高齢化の進展、あわせて、支援が必要な方々、こういった入居者の増加によりまして、自治会等のコミュニティ活動の低下によってもさまざまな問題が生じているというふうに思います。

その結果、入居者のコミュニティ帰属意識が薄れまして、入居者間のコミュニケーションも円滑でなくなると。先ほど北口委員の御質問にもあったように、そういうトラブルも生じがちとなっております。

府、公社にも、入居者、自治会等からトラブルの解決を求めてさまざまな要望、苦情が寄せられていると思いますが、具体的にどのようなものがありますか。

住宅管理課長（入矢文雄君） 府営住宅におけるトラブルでございますが、府営住宅の管理代行を行っている住宅供給公社に平成十九年度に寄せられました住民間のトラブルの苦情件数は、約二千二百件でございます。

具体的に申し上げますと、上下階の生活騒音をめぐるトラブル、隣家の夫婦げんか、子どもの泣き声、テレビの大音量などがございます。

また、犬や猫を飼っており夜中に鳴いてうるさいとか、野良猫にえさをやるので階段がふん尿でくさいなど、さらにはごみの分別ができない、集まって騒ぐが注意しても言葉が通じないなど、生活習慣の違いによって生じるさまざまなトラブルがあり、実にいろいろな内容の苦情が日々寄せられているところでございます。

（西村晴天君） 今御説明いただいたようなトラブルと同時に、私どもが御相談受けるのは、もういろんなことがあります。

特に高齢化が進むことによって、さまざま私どもいろんな御相談を受けます。例えばもう高齢者ばかりで階段灯の電球の取りかえができない。あるいは、建物の周囲の草刈り、清掃ができない。あるいは、入居者の方が高齢化で、例

えば、夜だれかが付き添わなければならない。そのために、別居してる親族が泊まりに来る。しかし、駐車場は原則的には入居者が持つておられる車のための駐車場ですから、そういう外来者がそういう形で、そういう方々の駐車場を確保せないかんという、さまざまな問題があります。

したがって、こういった、そういうふうなことに、あらゆる相談に対応できるような体制も今求められているということも言えるのではないかと思います。

入居者の皆さんが何の心配もなく安心な日常生活を過ごすためには、先ほど言いましたように、こういう相談に乗れるという体制と同時に、今度は施設の部分で見れば、適正な管理を欠かすことができない。そういう、非常に重要なことではないかと思います。

については、日常の施設の修繕の状況ですね。例えば、突然水漏れをしたとか、突然電気が消えたとか、こういうふうな御相談もあると思いますが、その状況についてお願いいたします。

住宅管理課参事(岩田恵二君) 府営住宅施設の維持管理といたしましては、予防保全的に行います外壁改修、屋上防水改修、窓枠改修などの計画修繕と、水漏れなどの緊急修繕や、次に入居される方のために行う退去後の空き家修繕、さらには昇降機設備、消防設備、浄化槽、受水槽といった設備関連施設の保守点検業務を行っているところでございます。

中でも、入居者の日常生活に直接影響を及ぼす緊急修繕は、毎年約二万六千件程度発生いたしております。昼夜を問わず発生しておりますが、府内に五カ所ございます管理センターに加えまして、緊急連絡センターを設置いたしまして、三百六十五日二十四時間体制で緊急修繕に適切に対応するよう万全を期しているところでございます。

(西村晴天君) 今のお話では、住宅供給公社は、要するに府内の五カ所の管理センターと連絡を密にして、適正な管理をしてると。あわせて、先ほど申し上げましたように、入居者の高齢化に伴う問題、あるいは住民のトラブル、そういう問題についても対処をしてると。

そこで、では、いわば住宅供給公社というのは、もう要するにソフトもハー

ドも住民の相談事、問題事もすべて対応しているような、そういう管理業務は全般といたしますか、そういうことを行っている公社から、今回あえてこの公募型の指定管理者制度をモデル実施するのかと、こういうちょっと素朴な疑問を感じるわけですが、ほかの自治体で導入してるところもあると聞いておりますけれども、その状況と、その公募型の指定管理者制度というのはどういう内容なのか、これについてちょっと御説明お願いしたいと思います。

住宅企画課長（小森成雄君） 平成十八年度から、府営住宅の管理に公営住宅法に基づきます管理代行制度を実施してきたところでございますが、一部の自治体においては、公営住宅の管理に公募型の指定管理者制度を導入いたしまして、民間事業者が管理を行わせるとともに、経営削減にも効果を上げているというところがあると聞いております。

現在、四十七の都道府県のうち、指定管理者の公募を行ったところは三十団体ございまして、そのうち民間事業者が落札し、公営住宅を管理しているのは十二団体でございます。

近隣の府県では、兵庫県と奈良県におきましてもモデル的に民間事業者が公営住宅の管理を行っておりまして、兵庫県県営住宅では約六万戸のうち三千二百戸、奈良県県営住宅では約八千戸のうち千二百戸を実施されておるところでございます。

このように多くの自治体で公募型指定管理者の導入を試行的に行っておりまして、府といたしましても、現在の管理代行制度と指定管理者制度を比較し、経費面やサービス面の検証をするため、府営住宅の一部に公募型の指定管理者制度をモデル的に実施しようとするところでございます。

（西村晴天君） 冒頭の質問で、この府営住宅の入居者の皆さんが大体二十八万二千人ですよね。二十八万二千人いうたら、人口で言うたら八尾市ぐらいかな。八尾市ぐらいですよね。八尾市が二十七万ぐらいですね。その八尾市全体の人口、その人たちが府営住宅に入ってるということですよ。

今は、確かにモデル事業かわかりませんが、これうまくいったら全部やるということでしょう。その前提のためのモデル事業やと思うんですけどね。

そういうことから考えると、確かに今おっしゃっていただいたように、ほかの自治体でもやってると。しかし、ほかの自治体も、まだ現時点ではモデル事業やと。全く本当にうまいこといってるのかどうか、ちょっとようわからん。

私は、公募にしても、長年にわたってこういう管理のノウハウを蓄積をして、あらゆるものの経験も豊富に持っている供給公社にまさるそういう指定管理を受けるような例えば民間会社があるのかどうか、そのような大変不安に感じるところでございます。

図書館とか、あるいは文化ホール、文化施設の管理と違まして、府営住宅の管理は、今までずっと確認さしていただいたように、まさに住民の日常生活と直結をしております。入居者が高齢化をする。それに対する対応をしなければならない、その時々に応じてね。それから、入居者の安全確保、あるいは先ほどもございましたように自治会との連携、あるいは入居者からの要望に対して十分過ぎるほどの配慮がないと、本当に入居者にとっては安全な暮らしが確保できないと、こういうふうに思うわけですが、府としての考え方はいかがでしょうか。

住宅企画課長（小森成雄君） 導入に際しましては、御指摘のとおり、住民の方々の安全な暮らしが確保できますよう十分に配慮し実施することが必要と認識しております。

今後は、さらに導入しております自治体の状況調査を進めますとともに、コスト面やサービス面において最も効果的で、入居者の方々の生活に不便を生じさせることのないよう、また民間会社で適切に対応できる方策も考慮しながら、公募に当たっての規模や指定管理者の権限により行わせる業務などについて検討を重ねまして、モデル実施を行うこととしてまいりたいと考えております。

（西村晴天君） ぜひとも、このモデル実施をするに当たりましては、まず一点目は災害時とかあるいは緊急時の対応、二点目には高齢者に対するこういう配慮、三点目には入居者からの要望に対する相談体制の充実、こういったもう今既にやられているサービスですけれども、こういった現行のサービスの水準を低下させないことだと。それから、さらに収入とか入居者の皆さんの所得、

こういうふうな個人情報も多く扱うわけですから、個人情報の保護についても十分に注意をします。こういうことを踏まえて、公募に当たって、ぜひとも条件面での配慮をしていただきたいと。そして、入居者に対して不安を与えることがないように、きめ細かく進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

続きまして、先ほど申し上げましたように、二点目に、財政再建プログラムの中で歳入の確保策として、自動販売機設置に係る公募の実施というのがございます。

ここでは、財産の活用の観点から、自動販売機設置業者の選定を原則公募とし、使用料の額を応募者からの提案価格とすることで増収につなげると。さらに、公募対象については、府営公園、府営住宅への拡大を検討すると。これで総額、平成二十年の取り組み額として五億ということになっておりまして、これが平成二十年の秋から実施ということになってるわけですね。

少し我が党の宣伝になるといいますか、少しこの経過を説明さしていただきますと、実は我が党の鈴木議員が二〇〇六年の五月定例会で、自販機業者の契約方法を見直して増収を図るべきだと、こういうことを主張させていただきました。これはなぜかといえますと、大阪府の自動販売機の設置に係る契約は定額契約となっておりまして、年間の自動販売機を置く場所の使用料は、設置面積に応じて納めていただくと。したがって、大体自動販売機一台当たり八千七百元から一万九千円と。民間に比べて破格の安さですね。

いろいろ調査させていただきますと、一番収入の多い自動販売機では、年間一千万上げてるんじゃないかなろうかというふうなこともお聞きをいたしました。

実は、大阪府のほうが昨年十二月から順次公募を進めまして、先ほど言いました一千万の売り上げのあると思われる自動販売機は五百数十万円で、公募価格で決定したと。今までは、多分一万九千円ぐらいしか大阪府はいただいてなかったということで、昨年十二月から順次公募を進めて、これまでに三百二十九台分の契約が成立をいたしました。これ、四月の初めの時点です。

落札価格の合計は約三億円。今までは、三百二十九台のトータルは約五百四

十万円。したがって、公募型にすることによって二億九千四百万円の増収になったと、こういうことでございます。

皆さん御存じのとおり、さらにこの鈴木議員がこの三月の総務委員会で、これを府営住宅に広げたらどうかと、こういうふうなことを質問をさしていただきまして、それがこの今申し上げた財政再建プログラムにつながってるという、そういう経過がございます。

そこで、この自動販売機の府営住宅における設置に向けたこれまでの取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

まず、府営住宅へ自動販売機を設置することについて、施設の管理者としてどういうふうな認識を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

住宅整備課長（田村誠君） 管理者としての認識ということでございますけれども、自動販売機の設置により敷地の有効活用を図るということは、厳しい財政状況の中において府民サービスの向上と歳入の確保が図れるという点から、必要な取り組みであると認識しておりまして、今後、積極的に推進していきたいと考えております。

（西村晴天君） 反対ではないと、積極的に設置を推進していくということですが、じゃどのような方法で設置していくことになるのか、これについてお願いします。

住宅整備課長（田村誠君） 府営住宅への自動販売機の設置方法でございますけれども、広く公募方式によりまして自動販売機を設置する業者を選定していきたいと考えております。

その後、選定された業者が自動販売機を設置し、後々維持管理を行っていくということになります。

（西村晴天君） 府営住宅は三百七十七団地でございますので、一団地千戸以上の大規模な団地もあれば、数十戸単位の団地もあります。また、立地もさまざまですね。完全に住宅地の中にあるとか、少し繁華街じゃないですが、そういうところにあるような団地もあります。

それで、この公募方式で、こういった三百七十七団地のすべての団地に設置

が可能なのかなのか。この辺は、どうでしょう。

住宅整備課長（田村誠君） 委員御指摘のとおり、府営住宅、管理戸数や敷地の規模、利便性など立地条件がさまざまにありますことから、すべての団地で自動販売機の設置が可能かどうかということを検討するために、飲料メーカーに対して事前のリサーチを実施いたしました。

その結果、管理戸数や立地にかかわらず、ほぼすべての団地で設置が可能ではないかという意見を飲料メーカーからお聞きしております。

（西村晴天君） それで、自動販売機を設置するということになって特になりやすいのは、空き缶のポイ捨て、ごみがふえるということでございます。

当然のことながら、府営住宅に自動販売機を置くということは、こういう府庁の庁舎とかそういう出先機関に置く、そういうケースとは全く違いますので、ある意味では日常的な生活の場にそういう自動販売機が置かれるわけですから。また、そこで清掃活動を行っていただくのも、団地の自治会が行っていただいているわけです。

そういう意味で、この設置に当たって自治会への対応をどのように考えておられるのか、確認したいと思います。

住宅整備課長（田村誠君） 団地自治会への対応でございますけども、日常の清掃活動など団地の自治会が行っておりますので、自動販売機の設置に当たりましては、設置する場所あるいは自動販売機のメンテナンス方法、空き缶の回収方法などについて、事前に自治会へ説明することが必要であると考えております。

（西村晴天君） ぜひともしっかりとその辺は、ぜひとも自治会の協力を得られるような形でよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどのこの再建プログラム、どちらかというとならぬと維新プログラムですね。維新プログラムの中には、この自動販売機の公募をしていくということ、二十年秋というふうに記載をされております。

したがって、今後どういうふうに対応されていくのか、お伺ひしたいと思います。

住宅整備課長（田村誠君） 今後の予定でございますが、本年の秋に予定しております第一弾の公募については、設置場所などの条件が整った団地から実施していきたいと考えておりまして、現在、候補団地の選定を進めております。

今後、候補団地の自治会に対して説明を行うとともに、関係機関との協議も詰めまして、今年度秋には公募を実施してまいります。

（西村晴天君） 先ほどありましたように、飲料メーカーに対するリサーチの結果では、ほぼすべての団地で設置ができるということでございます。

そういうことでございますので、入居者の利便性の向上といえますか、と同時に、一方で府の歳入を確保すると。しかしながら、自治会にも迷惑をかけないと。こういうふうな対応も含めて、着実に取り組んでいただきたいと思いません。

加えて、これも我が党が提案をさしていただいて実現をいたしました、この府庁の食堂のところにも自動販売機が置かれておりますが、要するにメセナ自販機、その自動販売機で缶ジュースなり缶コーヒーを買っていただくと、その飲料代の一部分が文化振興のために寄附をされるという、こういう仕組みの自動販売機も提案をさして、実現をさせていただきました。

したがって、非常に連携は難しいと思えます、施策が違うからね。連携は難しいと思えますが、極力といえますか、できるだけこのメセナ自販機を置いていただくように、ぜひとも要望をしておきたいと思えます。

さらに、最近では府民サービスの向上ということで、災害のときに対応する自販機、こういった機能が付加されたものもございまして、こういったものもあわせてよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、三点目、最後でございます。

特に私の地元でございます泉北ニュータウン、まち開きから四十年以上経過をいたしました。特に、先ほど府営住宅でもございましたように、住民の高齢化の進展などの課題がありまして、しっかりとまちの再生化あるいは高齢化に対応した、そういったまちづくりを検討していく時期に来ていると思えます。

私も、平成十八年の九月定例会ですか、一般質問で、この府営住宅の建てか

えに当たって、幅広い世代がバランスよく居住できるように、若者向けや高齢者向け住宅など多様な住宅供給に努めていく必要があると、ここで民間の創意工夫などを活用した事業の推進が必要であると、こういうふうなことも提案をさせていただきました。

特にニュータウンの全住宅に対する府営住宅の占める割合というのは、三割でございます。約三割でございます。したがって、ニュータウンを再生するに当たっては、この府営住宅の果たすべき役割というのは大変大きい。むしろ、府営住宅をどのように建てかえて更新をしていくかによって、ある意味ではニュータウンのまちづくりが決まってくるという、こういう部分もございます。

そこで、まずニュータウンの府営住宅のストックの状況についてお伺いしたいと思います。

住宅企画課長（小森成雄君） 泉北ニュータウンにおきます府営住宅の現在のストックの状況でございますが、三十団地、約一万五千戸でございます。

建設時期は、昭和四十一年から昭和五十七年度までにわたっておりまして、昭和四十年代に約九割に当たる約一万四千戸を建設しております。

その内訳といたしましては、中層住宅で約一万一千戸、高層住宅で約三千戸となっております。

（西村晴天君） 約九割が、四十年代に建設されているということですね。その中には、耐震性の低いものもあると思います。

そこで、府営住宅ストック総合活用計画では、原則として耐震性の低い中層住宅については建てかえると。耐震性の低い高層住宅については耐震改修によって耐震化を図ると、こういうふうにされておりますけれども、このニュータウンの再生におきまして、直接影響のある建てかえは、どのような団地を対象としていきますか。

住宅企画課長（小森成雄君） 泉北ニュータウンの府営住宅のうち、耐震性の低い中層ラーメン住宅につきましては、入居者の安全安心を確保するため、建てかえていく必要があると考えております。

府営住宅ストック総合活用計画では、泉北ニュータウン内の府営住宅につき

まして、五団地の耐震性の低い中層ラーメン住宅を建てかえ対象としておりまして、宮山台第四住宅から建てかえを実施いたしまして、平成二十七年度までにはすべての団地に着手することとしております。

（西村晴天君） それで、地元の堺市のほうでは、このニュータウンの再生を図るために、今年度からまちづくりの将来像を示すということで、泉北ニュータウン再生指針、この策定に取り組むとも聞いておりますし、また一方で、地元の堺市南区のほうでは、地元住民も委員として参画をしております南区民まちづくり会議という、こういうのをつくっておりますが、その会議において、防災、それから土地利用、福祉、子育て、こういった地域の課題、この課題の解決策などについて議論をされております。

そこで、この府営住宅の建てかえにおいて、こうした堺市、地元のまちづくりの取り組みと連携を図っていく必要があるといたしますか、図っていくべきだと思いたしますが、いかがでしょうか。

住宅企画課長（小森成雄君） 堺市の泉北ニュータウン再生指針の検討に住宅事業者として積極的に参画をいたしますとともに、府営住宅の建てかえの実施に当たりましては、泉北ニュータウンの再生に資しますよう、市と連携を図ってまいりたいと考えております。

（西村晴天君） ぜひとも、今、泉北ニュータウンも実のところ、例えばもう近隣センターなんかはもう本当に惨たんたる状態でございます。したがって、堺市としても、あるいは地域の住民の皆さんも、何とかそういうところを活性化をしないと、こういうふうなことを思っているところでございまして、そういうところに府営住宅が新しく建てかえられていく。こういうふうなことで、おのずから期待も大きいわけでございますので、ぜひとも泉北ニュータウンの活性化を図るために、この府営住宅の建てかえに当たっては、大阪府と堺市の連携が確保できる、ぜひともそういう仕組みづくりをつくっていただきたいなというふうに思っております。

堺市としっかりと連携を図りながら、事業を進めることをお願いをしておきたいと思いたします。

きょうは、耐震の対象とする建てかえ事業についてお聞きをいたしました。しかし、先ほどございましたように、四十年を経過した住宅がもうほとんど大宗を占めるということがございますので、いずれ順次建てかえが進んでいくわけでございます。

そういう中で、私どもも、先ほどからちょっと重複をしますが、さまざまな課題がございます。従来から御相談申し上げております一つの団地で、特に泉北ニュータウンというのは起伏が激しいところです。自然を生かして団地をつくっておりますので、同一敷地内の中で非常に高低差がある。そのために、高齢者の住民の皆さんが、大変な不便を感じておられる。

今、現実にお受けをしている相談も、例えばA棟とB棟の住民の皆さんが、この団地の集会所に行こうと思うと、高低差十メートル以上の坂を上らなければならない。とても自治会の会館に行けない。したがって、できればA棟とB棟の近くにプレハブで建てさせてくれませんか、こういうふうな切実なそういう要望もあるということでございます。

私は、建物自体この段差解消事業というのは進めていただきましたが、ある意味ではもう少しエリアを広げて、この府営住宅の地域から、隣接してるその道路のアクセスはどうなのか、あるいは府営住宅の団地の敷地内でA棟からB棟あるいはX棟に移るのに、そのアクセスはどうなのか、こういうことを見直す時期にも来ているような気がします。

これについては、また九月定例会でじっくりと議論をさせていただきたい。できれば、そのときに一定の方針を出していただければ、質問の必要がなくなるわけございまして、そういうことも期待をして、質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。